

平成十八年法律第四十九号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 公益法人の認定等
第一節 公益法人の認定（第四条—第十三条）
第二節 公益法人的事業活動等
第一款 公益目的事業の実施等（第十四条—第十七条）
第二款 公益目的事業財産（第十八条）
第三款 公益法人的計算等の特則（第十九条—第二十三条）
第四款 合併等（第二十四条—第二十六条）
第二節 公益法人的監督（第二十七条—第三十一条）
第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関
第一節 公益認定等委員会（第三十二条—第四十一条）
第二款 諮問等（第四十三条—第四十六条）
第三款 雜則（第四十七条—第四十九条）
第四章 雜則（第五十六条—第六十一条）
第五章 罰則（第六十二条—第六十六条）
附則
第一章 総則（目的）

二 公益財團法人 第四条の認定を受けた一般財團法人をいう。
三 公益法人 公益社団法人又は公益財團法人をいう。
四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。
（行政庁）この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。
一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であつて政令で定めるものを行うもの
（公益認定）
二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人その事務所が所在する都道府県の知事
（第二章 公益法人の認定等）
第一節 公益法人の認定
（公益認定の基準）
第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財團法人は、行政庁の認定を受けることができる。
（一般財團法人が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、当該法人について公益認定をするものとする。）
一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
二 公益目的事業を行ふのに必要な経営的基礎及び技術的能力を有するものであること。
三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者は特定の個人若しくは当該各号に定めるところによる。

（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
二 公益法人の認定を受けた一般社団法人をいう。
三 その法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七
十号）第三条に規定する学校法人

ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五
号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六
号）第二条第六項に規定する更生保護法人

二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第
百三号）第二条第一項に規定する独立行政
法人

ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十
二号）第二条第一項に規定する国立大学法
人又は同条第三項に規定する大学共同利用
機関法人

ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第
百十八号）第二条第一項に規定する地方独
立行政法人

ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ず
るものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似
号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは
地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めて
いるものであること。

関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれららの違反行為をしようとしてすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなりたる日から五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の处分に違反しているもの

四 その事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を受けることができないもの

五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

六 暴力団員等がその事業活動を支配するもの（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二 公益目的事業を行ふ都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

三 その行う公益目的事業の種類及び内容

四 その行う収益事業等の内容

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

<p>二 定款 事業計画書及び収支予算書</p> <p>三 事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があつたこと又はこれを受けたことがで きることを証する書類</p> <p>四 当該公益目的事業を行うに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録 貸借対照表その他の内閣府令で定める書類</p> <p>五 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類</p>
<p>六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類</p>
<p>(公益認定に関する意見聴取)</p>
<p>第八条 行政府は、公益認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。</p>
<p>一 第五条第一号、第二号及び第五号並びに第六条第三号及び第四号に規定する事由(事業を行ふに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合に限る)、当該行政機関(以下「許認可等行政機関」という)。</p>
<p>二 第六条第一号二及び第六号に規定する事由(行政府が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察庁長官等」という))。</p>
<p>三 第六条第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長(以下「国税庁長官等」という)。</p>
<p>(名称等)</p>
<p>第九条 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財团法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。</p>
<p>前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、公益認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p>
<p>公益社団法人又は公益財団法人は、その種類に従い、その名称中に公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>
<p>4 その名称又は商号中に、公益社団法人又は公益財團法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。</p>
<p>3</p>
<p>2</p>
<p>1</p>

第五条第一項の規定は、適用しない。

(公益認定の公示)

第十一条 行政府は、公益認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
(変更の認定)

第十二条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政府の認定を受けなければならぬ。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）

二 公益目的事業の種類又は内容の変更

三 収益事業等の内容の変更

前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政府に提出しなければならない。

前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第四条 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあつては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

第十三条 行政府の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政府を経由して変更後の行政府に提出しなければならない。

前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政府は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政府から事務の引継ぎを受けなければならない。
(変更の届出)

二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更

三 定款の変更(第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るもの)を除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更(第十一条第一項各号に掲げる行政手続による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二節 公益法人の事業活動等

第一款 公益目的事業の実施等

(公益目的事業の収入)

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

(公益目的事業比率)

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいふ。)が百分の五十以上となるよう公益目的事業を行わなければならない。

(遊休財産額の保有の制限)

三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額

（遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行つた公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行つたもの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めた公認の額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。)を基礎として内閣府令で定めることにより算定した額を超えてはならない。

一 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その

他の業務若しくは活動のために現に使用されおらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第十七条 公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関する意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。

一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。

二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。

三 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不當に害するおそれのある行為をすること。

第二款 公益目的事業財産

第十八条 公益法人は、次に掲げる財産(以下「公益目的事業財産」という。)を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。)

二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産(財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めた

もの除外)。

三 公益認定を受けた日以後に得た財産に係る活動の対価として得た財産

（遊休財産額の保有の制限）

二 公益認定を受けた日以後に得た財産に係る活動の対価として得た財産

（遊休財産額の保有の制限）

一 公益認定を受けた日以後に得た財産

（遊休財産額の保有の制限）

は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

第三款 公益法人の計算等の特則

(収益事業等の区分経理)

第十九条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(報酬等)

第二十条 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従つて、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

(報酬等)

第二十一条 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十二条 公益法人は、毎事業年度開始の日前日までに(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)内閣府令で定める書類を作成し、当該事業年度の末日までの間、当該書類をその主たる事務所に、その写しをその従たる事務所に備え置かなければならない。

(公益認定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該公益認定を受けた後遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財團法人法第二百二十九条第一項(一般社団・財團法人法第一百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等(以下「財産目録等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

5 前項の規定にかかるわらず、公益法人は、役員等名簿又は社員名簿について当該公益法人の社員又は評議員以外の者から同項の請求があつた場合には、これらに記載され又は記録された事項を内閣府令で定める方法により表示した請求

6 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

7 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、これに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

8 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

9 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

10 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

11 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

12 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

13 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

14 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

15 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

16 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

17 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

18 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

19 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

20 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

21 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

22 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

23 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

24 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

25 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

26 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

27 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

28 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

29 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

30 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

31 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

32 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

33 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

34 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

35 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

36 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

住所に係る記載の部分を除外して、その閲覧又は謄写をさせるものとする。

第二十三条 公益法人の会計監査人は、一般社団・財團法人法第百七条第一項（一般社団・財團法人法第二号から第四号までに掲げる事項）において「新設法人」という（）に係るもの、当該監査の結果を併せて記載し、又は記録しなければならない。

第四款 合併等

（合併等の届出）

第二十四条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）

二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）

三 公益目的事業の全部の廃止

四 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第二十五条 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人（当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる）と、新設法人が次に掲げる要件に適合するとき、前項の認可をするものとす。

一 第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

二 第六条各号のいずれかに該当するものでないこと。

三 第一项の認可があつた場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。

四 第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合は、第一項の認可について準用する。

において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、次に掲げる事項（第二号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法

人及び新設合併により設立する法人（以下この

条において「新設法人」という（）に係るもの、

第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの）と、同項第二号中「定款」とあるのは、「定款の案」と、同条第二項中

「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類（第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの）」と、同項第一号中「定款」とあるのは、「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは、「第二十五条

条第四項において準用する第七条第一項」と読

み替えるものとする。

新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは、「第二十五条

条第一項の認可を受けて合併により消滅する公

益法人の地位を承継する新設法人についての第二

十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは、「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは、「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益

認定を受けた日の前に取得した財産であつて同

日以後に内閣府令で定める方法により公益目的

事業の用に供するものである旨を表示した財

産」とあるのは、「その成立の際に合併により消

滅する公益法人から承継した財産であつて、当

該消滅する公益法人の公益目的事業財産であつ

たもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得

した」とあるのは、「が合併により承継し、又は

取得した」と、第十八条第六号に掲げる財産

にあっては、「とあるのは、「第二十五条第五項

の規定により読み替えて適用する第十八条第七

号に掲げる財産にあっては、合併により消滅す

る公益法人」と、「もの」とあるのは、「もの

（当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の

内閣府令で定めるところにより公益目的事業の

用に供するものである旨を表示したもの）を除く。）と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは、「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは、「その成

立の日」とあるのは、「その成

ところにより、その旨を公示しなければならない。

第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財團法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財團法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。

行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該

公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行つたことを証する書面を添付しなければならない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)において、第五条第十七号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に公益目的の取得財産額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあつては国、都道府県知事が行政庁である場合にあつては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人(第四項において「認定取消法人等」という)から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に当該公益目的取得財産額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても同様とする。

前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第一号に掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。

当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産(第十八条第六号に掲げる財産については、公益認定を受けた日前に取得したもの)を除く。)

二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行ったために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産

三 公益目的事業財産以外の財産であつて当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

四 行政庁は、第一項の場合には、認定取消法人等に対し、前項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第一項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公

益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

五 公益法人は、第五条第十七号に規定する定款の定めを変更することができない。

(行政庁への意見)

第三十一条 次の各号に掲げる者は、公益法人についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益法人に対して適當な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に對し、その

旨の意見述べることができる。

一 許認可等行政機関 第五条第一号、第二号若しくは第五号に掲げる基準に適合しない事由又は第六条第三号若しくは第四号若しくは第二十九条第二項第三号に該当する事由(事業を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。)

二 警察庁長官等 第六条第一号ニ又は第六号に該当する事由

三 国税庁長官等 第六条第五号に該当する事由

(設置及び権限)

第三章 公益認定等委員会及び都道府県に置かれる合議制の機関

第一節 公益認定等委員会

第一款 設置及び組織

2 委員会は、内閣府に、公益認定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この法律によりその権限に屬させられた事項を處理する。

(職權の行使)

第三十三条 委員会の委員は、独立してその職權を行ふ。

(組織)

第三十四条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうちの四人以内は、常勤とすることができます。

(委員の任命)

第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に關し公正な判断をすることができる、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者のうち

において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の任期)

第三十六条 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員の身分保障)

第三十七条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

(委員の罷免)

第三十八条 内閣総理大臣は、委員が前条に規定する場合に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

一 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(委員の給与)

第四十条 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第四十一条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第四十二条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(第二款 諮問等)

(委員会への諮問)

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合に

は、第八条又は第二十八条第五項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による許認可等行政機関の意見(第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものと認めたものについては、この限りでない。)

一 公益認定の申請、第十一条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合(申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの中の認定を拒否する場合を除く。)

二 第二十八条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項若しくは

第二項の規定による公益認定の取消し(以下「監督処分等」という。)をしようとする場合(次に掲げる場合を除く。)

内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処罰の第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合に次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 第六十条の規定による指示を行おうとする場合、十八条ただし書並びに第四号、第七号及び第八号、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条、第二十四条第一項、第二十七条第一項、第三十条第二項第三号（第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、次条第一項並びに第四十一条第二項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

十一号、第十二号(ただし書)、第十五号(ただし書)及び第十七号ト、第五十一条において読み替えて準用する第四十三条第一項(ただし書)及び第三項(ただし書)並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第五条第十三号及び第十五号、第七条第一項並びに第二項第四号及び第六号、第十一条第二項及び第三項、第十三条第一項(第一号を除く)、第十五条各号、第十六条、第

たことを理由として監督処分等をしようとする場合

イ 監督処分等を受ける公益法人が第二十九条第一項第一号又は第四号のいずれかに該当するものである場合

四 第四十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決（審査請求が不適法であることによる却下の裁決を除く。）

五 第六十条の規定による指示
(委員会による勧告等)

第十一章 第一項の認可の申請
第十二条 第二十五条第一項の認可の申請の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分（行政手続法第七条の規定に基づく拒否を除く。）

第十三条 次条第一項の勧告に基づく監督処分等を除く。）

第十四条 第四十三条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び同号の内閣府令の制定又は改廃

2 財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。内閣総理大臣は、第三十一条の規定により許認可等行政機関が述べた意見（公益法人が第六条第三号又は第四号に該当する事由に係る意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

（公益認定の日清、第十一条第一項の変更）

委員会は、前項の答申をしたときは、内閣總理大臣に対し、当該答申に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。
(内閣總理大臣による送付等)

第三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合（答申の公表等）

第四十四条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

合において、同条第一項中「付して、委員会」とあるのは、「付して、第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは、「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と、同項第二号ハ中「第四十六条第一項」とあるのは、「第五十四条において準用する第四十六条第一項」と、同条第三項中「委員会に」とあるのは、「合議制の機関に」と、同項ただし書中「委員会が」とあるのは、「合議制の機関が政令で定める基準に従い」と読み替えるものとする。
(答申の公表等)

第五十一条 者道府県は、この法律によつてその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。

合議制の機関の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定めることとする。

（合議制の機関への諮詢）

(事務の処理状況の公表)
第四十八条 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。
(政令への委任)

第四十九条 この節に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 都道府県に置かれる合議制の機関

(設置及び権限)

総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

ついて内閣総理大臣に勧告をすることができ
る。

(協力依頼)

第五十六条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるとする。

(情報の提供)

第五十七条 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益法人に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

第五十五条 第四十七条の規定は、合議制の機関に於て準用する。
（資料提出その他の協力）

同項第一号中「次条第三項」とあるのは、「第五十四条において準用する次条第一項」と、同項第四号中「第四十三条第三項」とあるのは、「第五十一条において準用する第四十三条第三項」と読み替えるものとする。

(合議制の機関による勧告等)

2
ればならない。
第四十五条（第三項第三号及び第五号を除く。）の規定は、都道府県知事について準用される。この場合において、同条第一項中「委員会」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下この条において単に「合議制の機関」という。）」と、同条第一項及び第三項中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と

二項中「内閣総理大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3

不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

十七 國土の利用、整備又は保全を目的とする事業

十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業

十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業

二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

二十一 国民生活に不可欠な物質、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業

二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業

二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

別表 (第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は灾害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業